

使用料等の見直しに関するガイドライン

令和 3 年 12 月

野 洲 市

目次

第1章 使用料等の見直し	2
1. はじめに	2
2. 見直しの基本的な考え方	2
(1) 受益者負担の原則	2
(2) 算定方法の明確化	2
(3) 効果的・効率的な行政サービスの提供	2
(4) 定期的な見直し	2
3. 対象とする受益者負担	3
(1) 受益者負担の種類	3
(2) 適用除外	3
4. 使用料について	4
(1) 原価に含める経費	4
(2) 施設の性質別負担割合	4
(3) 算定方法	5
(4) 曜日・時間帯別の料金設定	5
(5) 市外利用者の取扱い	6
(6) 営利目的等の取扱い	6
(7) 指定管理者制度導入施設	6
5. 手数料について	6
(1) 原価に含める経費	6
(2) 受益者負担割合	7
(3) 算定方法	7
6. その他	7
(1) 改定上限率	7
(2) 端数の処理	8
(3) 近隣自治体及び市場価格との均衡	8
(4) 無料施設の有料化	8
第2章 減免の基準	9
1. 減免基準の取り扱いについて	9
(1) はじめに	9
(2) 減免に関する基本的な考え方	9
(3) 減免の対象	9
(4) 減免基準	9
(5) 減免資格の確認	10
(6) 減免の制限	11
(7) その他	11

第1章 使用料等の見直し

1. はじめに

本市では、平成19年4月に策定した「手数料の見直し方針」をはじめとし、平成21年度に策定した「財政健全化集中改革プラン」や平成26年度に策定した「行財政改革推進計画」において、「使用料・手数料等の見直し」を取組項目として掲げ、使用料及び手数料等（以下「使用料等」という。）の改定を実施し、その取り組みを進めてきました。

これまでの使用料等の見直しでは、施設による利用状況に合わせた個別の料金改定を行ってきましたが、定期的な見直しや統一的な視点からは十分な取り組みができておらず、社会情勢や市民の価値観、サービスの利用実態の変化を踏まえた統一的な視点による見直しが必要な状況です。

こうしたことから、令和元年8月に策定した「野洲市経営改善アクションプラン」に改めて使用料等の定期的な見直しを位置付け、公平性と透明性を確保するため、「使用料等の見直しに関するガイドライン」を策定し、このガイドラインに基づく使用料等の見直しを進め、業務の効率化等による経費の削減に努めるとともに受益者負担の適正化、算定方法の明確化を図るものです。

2. 見直しの基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則

公共施設の運営や証明発行等の行政サービス（以下「行政サービス」という。）を提供するためには、人件費や施設等の維持管理費といった経費が必ずかかっており、それら全ての経費を税金でまかなうと、そのサービスを利用する人と利用しない人の間で不公平が生じることになります。

このため、特定の人が行政サービスを利用し、利益を受ける場合は、使用料や手数料として応分の負担を求めることにより、行政サービスを利用しない人との負担の公平性を確保します。

(2) 算定方法の明確化

行政サービスの利用者に適正な負担を求めるためには、料金の算定方法を明確にし、分かりやすく示すことが必要です。

料金の算定は、それぞれの行政サービスに係る経費を算定基礎とし、各施設及び各事務で不平等が生じないように、共通の方法を設定します。

(3) 効果的・効率的な行政サービスの提供

行政サービスの提供にあたっては、事務の効率化や適正な人員配置、効果的な業務委託、指定管理者制度の導入などにより、経費節減の取組を進めてきました。行政サービスの提供に係る経費は、使用料等の算定基礎となるため、今後も引き続き利用者のニーズを踏まえた事務の見直しを行います。

(4) 定期的な見直し

適正な受益者負担を維持するため、原則、5年ごとに料金の見直しを行います。ただし、社会状況に大きな変化がある場合や、施設の運営方法を変更する場合などは、5年の周期を待たず適宜見直しを行うこととします。

3. 対象とする受益者負担

(1) 受益者負担の種類

- ①使用料 地方自治法第225条の規定に基づき、公の施設の利用につき徴収するもの
- ②手数料 地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務につき徴収するもの
- ③その他 ①②以外に地方自治法第224条の規定に基づく分担金、法令等に基づく負担金又は事業実施に伴い利用者等から徴収する法令等に基づかない費用など、市が市民等から徴収するもの

地方自治法

第224条（分担金）

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

第225条（使用料）

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第227条（手数料）

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(2) 適用除外

次に掲げるものについては本ガイドラインの適用外とします。

- ① 法令等により基準が定められているため、市が独自に設定することが適当ではないもの
 - ・ 市営住宅家賃
 - ・ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（戸籍関係など）
 - ・ 滋賀県使用料および手数料条例 等
- ② 公共性ととともに経済性を発揮しながら運営することが求められているため、独自の基準によって料金を算定することが適当なもの（公営企業）
 - ・ 水道事業 等

4. 使用料について

(1) 原価に含める経費

原価に含める経費は、人件費、物件費、維持補修費、補助費等及び指定管理業務に係る経費とします。

なお、講座などの特定の受益者が負担すべき事業に係る経費は原価から除くものとします。

原価に含める経費

人件費	報酬	人件費 = 人件費単価 × 職員数 ・ 人件費単価は職員・任期付職員・再任用職員それぞれの平均給与額を用います。（退職手当は除く） ・ 会計年度任用職員報酬は実額を使用します。 ・ 行政サービスの提供に直接従事する職員に要する経費（直接人件費）のほか、間接的に従事する職員に要する経費（間接人件費）も算入します。
	給料	
	職員手当等	
	共済費	
物件費	需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
	役務費	通信費、点検手数料等
	委託料	施設の運営や維持管理に係る業務の委託料
	使用料及び賃借料	建物借上料、土地借上料、機器借上料、テレビ受信料等
	備品購入費	事務用機器、器具等備品の購入費（重要備品※を除く）
	その他	当該施設の管理運営に要する経費
維持補修費		施設や設備の修繕料（大規模修繕を除く）、工事請負費等
補助費等	報償費	施設の管理運営に関する委員会等の委員謝礼、指導員謝礼等
	保険料	火災保険料、建物保険料等
	負担金	施設の管理運営に関する団体の会費等
指定管理業務に係る経費		指定管理者が行う業務のうち、自主事業を除く業務に係る経費

※重要備品とは、購入価格又は評価価格が100万円以上の備品とする。（野洲市物品会計規則）

- ◆ 建設費や重要備品等の減価償却費は、すべての市民に利用の機会を提供するための費用であり、市民全体の資産となるため、原価に含めません。
- ◆ 土地は、施設を廃止した場合でも市民全体の資産として残るものであり、また、経年に応じて減価償却していく性質のものではないことから、原価に含めません。
- ◆ 指定管理者制度を導入している施設については、市側に発生する経費及び指定管理業務に係る経費の総額を原価に含める経費とします。

(2) 施設の性質別負担割合

公共施設は、市場原理によって提供されにくい施設から、特定の市民が利益を享受し民間においても類似の施設が提供されるものまで設置目的や性質が多岐にわたっているため、使用料の算定にあたっては、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する必要があります。そこで、施設の性質を必需性と市場性の2つの基準で分類し、受益者負担の割合を設定します。

<施設の分類にあたっての視点と分類結果>

視点1 必需性：日常生活を送るうえで公共関与の必要性が高いか

必需的	日常生活を送るうえで、必要不可欠なサービスを提供する施設
選択的	生活をより快適で潤いのあるものとするため、個人の意思で選択的に利用する施設

視点2 市場性：民間において提供されるなど施設に市場の代替性があるか

非市場的	民間では提供することが難しく、主として行政が提供すべきサービス
市場的	民間でも同種類似のものが提供されているサービス

使用料を設定する各施設等について、下記の通り分類します。

施設の性質区分	公費負担	市民負担
日常生活に必要不可欠で、民間での提供が難しいサービスを提供する施設	100%	0%
必需性又は市場性の視点から、行政が提供すべき必要性が一定認められる施設	50%	50%
個人の意思で選択的に利用するもので、民間でも同種類似のサービスが提供されている施設	0%	100%

(3) 算定方法

使用料の算定方法は次のとおりとします。なお、算定に用いる経費は、維持管理費等の年度間の変動を考慮し、直近3か年度の平均値とします。

① 1室当たりの使用料

貸室（会議室やホール）など一定のスペースを貸切で使用（占有）する施設は、次のとおり算定します。

$$\text{使用料} = 1 \text{ m}^2 \text{ 1時間当たりの単価}^* \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間} \times \text{性質別の受益者負担割合}$$

$$* 1 \text{ m}^2 \text{ 1時間当たりの単価} = \text{原価} \div \text{貸出総面積} \div \text{年間貸出可能時間}$$

② 1人当たりの使用料

プールなど不特定多数の個人が同時に利用する施設は、次のとおり算定します。

$$\text{使用料} = 1 \text{ 人当たりの単価}^* \times \text{性質別の受益者負担割合}$$

$$* 1 \text{ 人当たりの単価} = \text{原価} \div \text{直近3か年度の平均利用者数}$$

③ その他

①②のいずれにも適さない場合は、個別に算定方法を検討します。

(4) 曜日・時間帯別の料金設定

曜日や時間帯によって、施設の維持管理等に要する経費に大きな違いはないため、原則、同一料金とします。ただし、特定の曜日や時間帯に利用の偏りがある場合は、利用の実態等を勘案し、基準となる料金に対して、割り増し又は割り引くことができるものとします。

(5) 市外利用者の取扱い

公共施設は、市民の財産であり、その管理運営には市税が充てられています。そのため、市民以外の利用により市民の利用に支障が生じる場合、または市民以外の利用が特に多い場合は、使用料や予約の取扱いに差を設けることが出来るものとします。

ただし、平成 16 年 11 月 25 日付けで締結した「公の文化・スポーツ施設および公民館の使用料金の改正に係る覚書」に係る対象施設については、草津市、守山市又は栗東市在住の利用者も市民が利用する場合と同様の使用料とします。

(6) 営利目的等の取扱い

営利・営業・宣伝を目的とした利用の場合、入場料を徴収する場合に対しては、割増料金を設定できるものとします

(7) 指定管理者制度導入施設

指定管理者制度による利用料金制を導入している施設については、本ガイドラインにより見直しを行うのは、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例に規定する上限額です。したがって、これらの施設の利用料金は、市が上限額の見直しを行い条例改正等の手続を行ったうえで指定管理者が設定します。あわせて、市は指定管理料を見直す必要があります。

なお、既に基本協定を締結している施設については、原則として、基本協定締結期間中は現行料金そのままとし、見直した利用料金の適用は新たな基本協定締結時とします。

5. 手数料について

(1) 原価に含める経費

原価に含める経費は、人件費、物件費とします。

原価に含める経費

人件費	報酬	人件費 = 人件費単価 × 職員数 ・ 人件費単価は職員・任期付職員・再任用職員それぞれの平均給与額を用います。（退職手当は除く） ・ 会計年度任用職員報酬は実額を使用します。 ・ 所要時間に算入する事務は、申請書受理、書類審査、現地調査、証明等作成、交付に係る事務に限定します。ただし、許可等に係る手数料に限り、事前相談を含めることとします。
	給料	
	職員手当等	
	共済費	
物件費	旅費	現地調査等に係る経費
	需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
	役務費	通信費、点検手数料等
	委託料	当該事務に使用する電算機器等の保守委託料
	使用料及び賃借料	当該事務に使用する電算機器等のリース料
	備品購入費	当該事務に使用する事務用機器等の備品購入費（重要備品を除く）
	その他	当該事務に要する経費

(2) 受益者負担割合

手数料は、地方公共団体が特定の者のために行う役務に対して、その費用を賄うために徴収する料金であることから、原則として1件当たりに係る経費の100%を受益者の負担とします。

(3) 算定方法

手数料の算定方法は次のとおりとします。なお、算定に用いる経費は、事務処理経費の年度間の変動を考慮し、直近3か年度の平均値とします。

① 積み上げ算定方式

事務処理経費が固定的な単価で構成されているものについては、各単価を積み上げて次のとおり算定します。

$$\text{手数料} = 1 \text{ 件あたりの事務処理経費} \times \text{受益者負担割合 } 100\%$$
$$\text{※事務処理経費} = \text{人件費} + \text{物件費}$$

② 総額算定方式

経費の総額を受益者全員で負担すべきものや、1件当たりの経費を算出できないものについては、次のとおり算定します。

$$\text{手数料} = \frac{\text{年間事務処理経費} \times}{\text{年間処理件数}} \times \text{受益者負担割合 } 100\%$$
$$\text{※事務処理経費} = \text{人件費} + \text{物件費}$$

③ その他

①②のいずれにも適さない場合は、個別に算定方法を検討します。

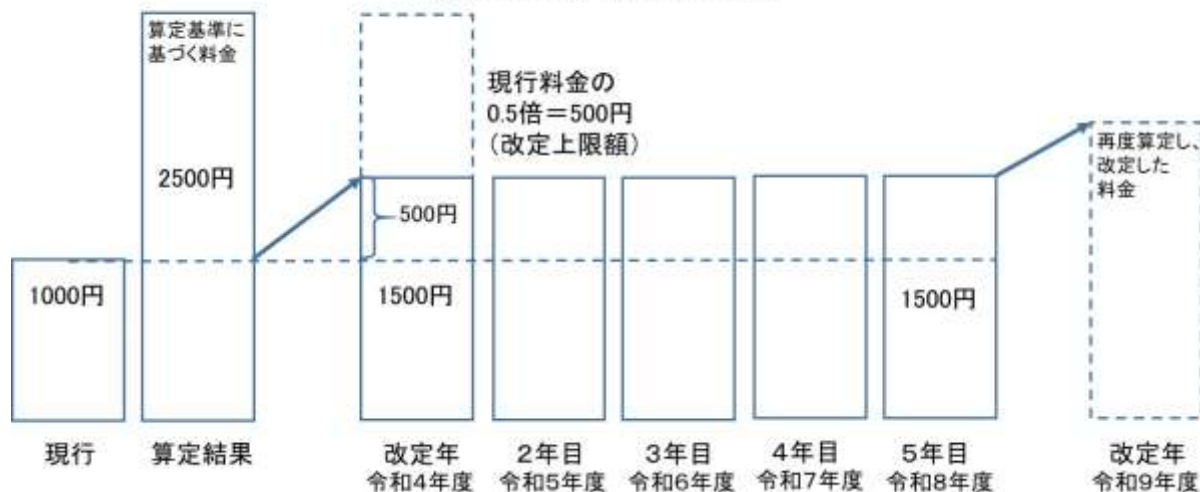
6. その他

(1) 改定上限率

算定料金が現行料金と比べて大幅に増額となる場合、利用者の急激な負担の増加と、利用率の低下を防ぐため、激変緩和措置として各年度における改定幅の上限を、現行料金の0.5倍にあたる金額とします。

なお、維持管理経費等の年次的な変動を考慮し、算定料金と現行料金の乖離幅が小さい場合には現行料金を据え置くこととします。

激変緩和措置による料金改定例



(2) 端数の処理

使用料等の単位は、500円以上のものは100円単位、500円未満のものは減免を適用した場合に10円未満の端数が生じないように、20円単位で設定することとします。

(3) 近隣自治体及び市場価格との均衡

近隣自治体における同種の事務にかかる手数料や相互利用が可能な施設の使用料などについては、必要に応じて料金の均衡を図ります。

また、民間において同種のサービスが提供されている場合には、市場価格を考慮した料金設定とします。

(4) 無料施設の有料化

使用料を徴収していない施設については、同種の有料施設との公平性の確保、資産の適正利用・有効活用の観点から有料化を検討し、有料化する場合には、本ガイドラインに基づき適正な使用料の設定を行います。

第2章 減免の基準

1. 減免基準の取り扱いについて

(1) はじめに

公の施設は、公共の福祉の向上を図るための施設であることから、市民が低廉な負担で施設の設置目的に沿って効果的に利用できるよう受益者負担割合を設定し、受益者負担率に応じた減額を行っており、利用者に等しく負担していただくことが原則ですが、高齢者、障害者等の社会的弱者への配慮や、社会教育団体、社会福祉団体、地域住民団体などのまちづくりに関する活動を支援・推進する観点から、政策的で特例的な措置として使用料の減額又は免除を認めてきました。

しかしながら、現状は施設ごとに減額又は免除の対象者や減額率にばらつきが見られることから「受益と負担の公平性」を確保するために、減免基準の統一的な見直し方針を策定し、減免制度を見直すこととします。

(2) 減免に関する基本的な考え方

① 受益者負担の原則の徹底

減免に係る負担は税金で賄うことになることから、受益者負担の原則を徹底するため、減免制度は例外的な措置であることを明確にし、その範囲は、本来の目的・必要性に即し、真にやむを得ないものに限定する必要があります。

② 基準の統一・厳格化

公平性と公正性を確保するため、また、利用者と管理者にとってわかりやすい制度とする必要があるため、減免率は100%と50%の2種類とします。

なお、減免措置を行うには、それぞれの施設等の条例に減免措置を行うことが規定されている必要があり、条例に減免の規定がないものは減免措置を行うことはできません。

(3) 減免の対象

このガイドラインに基づき、「減額・免除」の規定を見直す施設は、「使用料等の見直しに関するガイドライン」が対象とする使用料等とし、法令等で使用料等が定められているものについては適用外とします。

(4) 減免基準

① 使用料の減免基準（団体利用）

要件	減免率
市の主催又は共催によるもの	100%
市が本来行うべき施策や業務を代替・補完する活動であって、市が支援すべきものを行う団体	100%
こどもの教育や健全育成に資する活動であって、市が支援すべきものを行う団体	100%
上記のほか、市内の公共的団体等 ^{*1} であって、市が支援すべきもの	50%

市内の市民活動登録団体 ^{※2} が使用する場合	50%
施設の設置目的等を勘案して特別の事由があると市長が認める場合 ^{※3}	100% 50%

※ 構成員の親睦、教養、趣味、技術向上等、団体活動による便益の範囲が個人又はその団体のみ
に限定される活動など、他の市民への影響（公益性）がみいだせない場合は減免しない。

※¹ 「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の
産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、
婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、公共的な活動を営むものはすべてこ
れに含まれ、法人たると否とを問わない。（行政実例より）

※² 活動内容等の市が定める要件を満たす団体として毎年度市に登録することにより、減免の対象とす
る。

※³ 各要件の基準を適用できない場合においてやむを得ず減免を行う場合は、例外的に減免を行うもの
とする。ただし、適用は厳に必要なものに限ることとし、適用には他団体への説明責任が伴うこと
から、内規により運用指針を定める等、恣意的な適用にならないよう留意する。

②使用料の減免基準（個人利用^{※1}）

	減免率
市内在住の高齢者（65歳以上）が使用する場合	50%
市内在住の中学生又は小学生が使用する場合	50%
市内在住の障がい者が使用する場合（当該介助者も含む。）	100%
市内在住の就学前の子どもが使用する場合	100%

※¹ 個人で利用する場合とは、例えば「大人100円」というように、個人単位での料金設定をして
いる施設の利用をいう。対象施設は下記の通り。

- ・野洲市総合体育館
- ・野洲市中主B&G海洋センター
- ・野洲川河川公園有料施設
- ・蓮池の里多目的公園有料施設
- ・野洲市コミュニティバス

③手数料の減免基準

手数料の減免は、各法令及び野洲市手数料条例（平成16年野洲市条例第64号）第6条各項を基準
として設定します。

(5) 減免資格の確認

免除又は減額を適用するための資格を確認するに当たっては、それぞれ身分証明書、各障害者手
帳、団体名簿、事業計画書等、妥当な方法により確認することとします。

なお、障害者については、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者
手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害
者保健福祉手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通
知）に基づく療育手帳の提示により確認することとします。

(6) 減免の制限

減額及び免除の適用については、より多くの市民に供し、限りある施設の適正かつ公平な使用を促進する観点から、各施設の使用実態等に即して、別途制限を設けることができるものとします。

例) 減免回数制限

(7) その他

- ・ 目的が同一である施設などにおいては、均衡を考慮して減免率を設定するものとします。
- ・ 基準費用に減免分を見込んでいる指定管理者制度導入施設においては、指定期間の終了に合わせて見直しを実施することとします。